

公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター
寄附金取扱規程の施行に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益財団法人福岡県リサイクル総合研究事業化センター寄附金取扱規程（以下「寄附金規程」という。）第15条に基づき、寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金申込書)

第2条 寄附金規程第8条第1項に基づく寄附の申込みがあったときは、申込者から次の書面を徴するものとする。

- (1) 金銭の寄附については、寄附金申込書（様式第1号）
- (2) 物品の寄附については、寄附金申込書【物品】（様式第2号）
- (3) 土地や建物の寄附については、寄附金申込書【不動産】（様式第3号）
- (4) 有価証券の寄附については、寄附金申込書【有価証券】（様式第4号）

2 金銭の寄附について、寄附申込額は一口2,000円又は5,000円とし、口数で受け付けるものとする。

(寄附金の受入決定)

第3条 寄附金の受入れについては、寄附金規程第8条第2項により理事長が決定を行うにあたって、寄附金が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第90条第4項第1号の規定に該当する重要な財産の譲受けとなる場合は、理事会の決議を受けなければならない。

(受入決定の通知)

第4条 寄附金規程第8条第3項に基づく寄附申込者への通知は、寄附金受入受諾通知書（様式第5号）により行うものとする。

(有価証券の寄附金の取扱い)

第5条 有価証券の寄附申込みがあった場合は、寄附者が自ら換金の上、振り込んだ金額を寄附額とする。

(受領書)

第6条 寄附規程第9条に規定する受領書は、次のとおりとする。

- (1) 金銭及び有価証券の受領については、寄附金受領書（様式第6号）
- (2) 物品や不動産の受領については、寄附金受領書（様式第7号）

(礼状)

第7条 礼状は、様式8号によるもののほか、その趣旨を生かしたものを寄附者に送付するものとする。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年5月25日から施行する。